



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）でない方へ 子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

1 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和3年3月31日時点で
18歳未満の児童（障害児の場合、**20歳未満**）
を養育する父母等
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② **令和3年度住民税（均等割）が非課税の方**
または
**令和3年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方**

2 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■支給にあたっては、**申請が不要な場合と必要な場合があります。**
3の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省 コールセンター
0120-811-166
(受付時間: 平日9:00~18:00)

■ 久米島町役場 福祉課
「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外)」窓口
098-985-7124 (受付時間: 平日8:30~17:15)

子育て世帯生活支援特別給付金 で検索

3 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または
特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

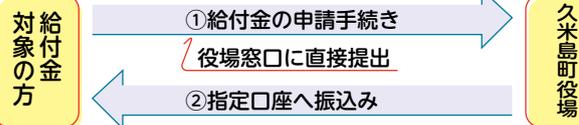
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 市区町村ごとに可能な限り速やかに、令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を返送してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方
(例. 高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書を窓口で用意していますので、必要事項の記入及び書類と合わせて提出していただくことになります。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省（の職員）などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、久米島町役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

第8期介護保険事業計画(令和3年度～5年度)の介護保険料について

介護保険料は3年ごとに設定することになっています。沖縄県介護保険広域連合では、給付実績と介護保険サービスの見込み量によって市町村を3つのランクに分け、所得水準に応じて12段階に設定しています。

詳しくは沖縄県介護保険広域連合ホームページ又はお住まいの市町村介護保険担当課窓口にてパンフレットをご確認ください。

沖縄県介護保険広域連合ホームページ <https://www.okinawa-kouiki.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方へ

- ①②に該当するときは、減免制度を利用できる場合があります。
- ①世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に感染し、死亡または重篤な傷病を負った場合
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が事業収入、不動産収入、給与収入など、収入の種類ごとに前年と比べて10分の3以上の減少が見込まれる場合

コンビニ収納について

令和3年度よりコンビニでも納付できるようになりました。時間や曜日に気にせず納付が可能となりましたので、ぜひご利用ください。



お問合せ 福祉課 ☎985-7124